
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 259 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 259 回金融商品専門委員会（2026 年 7 月 14 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）及び改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の文案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案）

予想信用損失の算定方法に関するコメント

2. 資料(2)-1 のコメント対応表 3-2.9)について、予想信用損失の算定において、シナリオが影響を与えるパラメータを確率加重のうえ適用することにより複数のシナリオを考慮する手法に関するコメント対応案の表現を和らげていただき感謝する。
3. 資料(2)-1 のコメント対応表 3-2.53)について、第 253 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 6 日開催）でお伝えした劣後債権等を予想信用損失の算定対象として取り扱う場合における信用リスクの著しい増大（SICR）の判定、及び信用減損の有無を判断する際の原因資産の債務者の信用リスクに対するルックスルーの要否等に関するガイダンスの作成について検討状況を確認したい。作成が難しい場合は、実務にて対処を検討する事項との理解でよいか確認したい。

収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料についてのコメント

4. 資料(2)-1 のコメント対応表 4.34)について、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」に準じて会計処理することができる手数料の要件に関する移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）第 57-10 項の修正案に賛成する。

融資関連手数料の取扱いについてのコメント

5. 資料(2)-1 のコメント対応表 4.48)について、コメント対応案にて「会計単位」との用語を用いているが、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」やその他の日本基準であまり用いられないものであるため、用語を使用した趣旨について確認したい。

補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」に関するコメント

6. 資料(2)-1 のコメント対応表 9.7)について、金融保証契約に関する実務に配慮した事務局の提案に賛同する。金融商品実務指針案第311-5項の修正案の「また、」以降の記載で貸借対照表科目について金融保証契約などの適切な科目をもって表示する考えが示されているが、損益計算書科目に関する記載がない。この点、IAS第1号「財務諸表の表示」には損益計算書の科目が記載されているものの、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」には貸倒引当金から生じた損益についてのみ記載されていると理解している。また、資料(2)-3の「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）の文案の第74項に「予想信用損失引当金」との用語があることから、オフバランス項目についてどのような科目によって表示するか不明確になっていると考える。
7. 資料(2)-1 のコメント対応表 9.14)について、第256回金融商品専門委員会（2026年5月25日開催）でお伝えした、コメント対応案の「「合理的な期間」は「統計上有意なデータ整備のために必要な期間」とは異なる」との表現を和らげることの検討を求める意見について検討状況を確認したい。

(改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の文案)

8. 資料(2)-2 の第11項について、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いは、財務諸表作成者の理解しやすさの観点から、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の本文において定める方がよいと考える。ただし、会計基準に記載することが難しい場合は、例えば、予想信用損失適用指針の本文に記載する方法もあると考える。
9. 資料(2)-2 の第11項について、例外的な取扱いの可能性はあるものの、遡及適用が実務上不可能な場合に該当するかどうかの検討を不要とすることができるため、金融商品会計基準の本文において定める方がよいと考える。
10. 資料(2)-2 の金融商品会計基準の文案の第120-5項の経過措置に関する定め趣旨は、企業会計基準第24号第8項の「遡及適用が実務上不可能な場合」の趣旨と同じであるものの、事後的判断が使用されているかどうかに関する検討に伴うコストを避けることを重視して、一律に遡及適用を求めないこととしたと理解している。この点、金融商品会計

基準の文案の第 120-5 項との平仄の観点から、金融商品会計基準の本文において定めることによりと考える。

11. 簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合の適用初年度において、過去における経営者の意図を用いることがあると考える。このため、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱い、特別な定めとして、金融商品会計基準の本文において定める方がよいと考える。
12. 例えば、償却原価法を簡便法から原則法に変更する場合など、他の会計方針の変更について記載する必要があるかとの議論が起り得ることも踏まえると、記載する箇所の問題であり結果が変わらない中において、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いを金融商品会計基準の本文に記載する必要があるかについては疑問を感じる。

(補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」の文案)

13. 資料(2)-5 について、補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」の文案において、簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定に関してお伝えした意見を反映いただき感謝する。
14. 多くの地方の金融機関等において、法人向けのデフォルト時損失率 (LGD) を算定しておらず、データ整備も進まない中、貸倒実績率を利用についてのガイダンスを解説文などに記載することを求める意見が銀行業界から聞かれたため共有する。
15. 資料(2)-5 の補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」の文案の第 44 項について、SICR の反証に必要な情報のうち「③債務者について前期末において債権等が存在しない場合」に関しては、「当該債務者について前期末において債権等が存在していないことを示す記録」ではなく、「当期にこの債務者が生じた記録」の方が望ましいと考える。

以 上